

第3次美波町総合計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、第3次美波町総合計画策定支援業務委託について、専門的な知識及び経験をもとに技術的に最適な者を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

第3次美波町総合計画策定支援業務委託

(2) 業務目的

美波町の最上位計画である第2次美波町総合計画（以下、計画）が令和4年度をもって計画期間を終了することに伴い、美波町の今後10年間のまちづくりの指針として、本町の現状、課題、問題点を把握するとともに、広範な基礎データの収集・分析を行い、町民の意見を取り入れた具体的な方針を盛り込んだ「第3次美波町総合計画」の策定業務を支援する。

(3) 業務内容

別添「第3次美波町総合計画策定支援業務委託仕様書」参照

(4) 業務期間

契約日の翌日から令和5年3月31日まで

3. 予算額

8,800,000円（税込）

内訳 令和3年度 3,000,000円（税込）以内

令和4年度 5,800,000円（税込）以内

4. 参加資格

本プロポーザルに参加するものは次のすべての要件に該当すること。

(1) 次の要件を備えた者であること。

①過去5年間に四国内において総合計画策定支援実績を有すること。

②四国内に本社または支社（事務所・営業所は除く）があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 国または地方自治体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者でないこと。

(7) 美波町暴力団等排除措置要綱（平成23年3月25日付け美波町告示第6号）の入札参加排除措

置を受けていないこと。

5. 募集内容及び参加申込

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式

(2) 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、下記期間内にメール又は、FAXにより政策推進課へ質問書（様式1）を提出してください。

質問書受付期間：令和3年12月20日(月)から令和4年1月10日(月)17時15分まで
メール：fukuoka.masahito@minami.i-tokushima.jp

FAX：0884-77-3616

質問に対する回答は、令和4年1月12日(水)までにメールで回答するとともに町のホームページで公表します。

(3) 参加申込み方法

参加申込書等の提出期限、提出先及び提出方法

①受付期間 令和3年12月20日(月)から令和4年1月17日(金)17時15分(必着)

②提出先 美波町政策推進課

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1

③提出方法 郵送又は持参

※受付期間終了後に到達したものは受理しません。

※申込書類は、書留または簡易書留で郵送してください。

(4) 提出書類及び注意事項

ア 審査に参加する者は、次の書類を提出してください。

①参加表明書（様式2）

②会社概要書（様式3）

③業務実績書（様式4）

④参考見積書及び内訳書（任意様式）

イ 業務提案書

①実施方針および工程計画（任意様式）

②業務提案書（鏡：様式5、内容：任意様式）

③業務の実施体制（様式6）

ウ 業務提案ヒアリングは、1提案あたり3名まで10分以内とし、時刻は別途連絡します。

エ 審査結果の通知

審査結果については、速やかに電子メール等で通知します。また、結果に対する異議は認めません。なお、優先交渉権者及び次点順位者については、美波町ホームページで公表します。

6. 審査概要

別添「第3次美波町総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査要領」を参照ください。

7. 契約について

(1) 契約の締結について

ア 優先交渉権者

本プロポーザルにおいて選定された優先交渉権者は、随意契約の相手方として速やかに本町へ見積書及び業務費内訳書を提出することとします。

イ 見積書

見積書の金額が参考見積書に記載された金額を超えることはできません。

ウ その他

優先交渉権者が契約締結までに「4. 参加資格」の条件を満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、審査結果が次点であった者から順に繰り上げて随意契約の相手方とします。

(2) 契約条件

支払条件： 美波町財務規則のとおりとします。

(3) 無効となる参加申込

次の各号のいずれかに該当するものは無効の申込とします。

ア 参加資格のない者が提出したもの。

イ 虚偽その他不正な手段により参加資格を得た者が提出したもの。

ウ 指定する方法以外の方法で提出されたもの。

エ 必要な提出書類を満たしていないもの。また、記載に不備があるもの。

オ 提案制限価格を超える金額を記載した参考見積書により提出されたもの。

(4) プロポーザルの停止、中止及び取消し

やむを得ない事由等によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合、プロポーザルを停止、中止または取り消すことがあります。この場合において、プロポーザルに要した費用を美波町に請求することはできません。

9. 日程

日 程	項 目
令和3年12月20日（月）	・プロポーザル公告 ・プロポーザル実施要領等の公表開始 ・参加表明書及び業務提案書の提出開始 ・参加表明書及び業務提案書に対する質問受付開始
令和4年 1月10日（月）	・参加表明書及び業務提案書に対する質問書の提出期限
令和4年 1月12日（水）	・参加表明書及び業務提案書に対する質問書の回答
令和4年 1月17日（月）	・参加表明書及び業務提案書の提出期限
令和4年 1月21日（金）	・業務提案書ヒアリング及び審査の実施
令和4年 1月24日（月）	・優先交渉権者、次点者の特定 ・審査結果の通知および公表
令和4年 1月26日（水）	・優先交渉権者から見積聴取
令和4年 2月上旬（予定）	・契約の締結

9. その他

- (1) 参加申込にかかるすべての費用（郵送料、業務提案書の作成及びプレゼンテーション等）は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類はいかなる理由によっても返却しません。また、提案内容は美波町に帰属します。
- (3) その他契約に関する事項については美波町財務規則を準用します。

10. 問い合わせ先

〒779-2395

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1

美波町政策推進課 担当者：福岡将人

TEL：(0884) 77-3616

FAX：(0884) 77-1666

E-mail：fukuoka.masahito@minami.i-tokushima.jp

附則

この要領は、令和3年12月20日から施行する。